

## 愛荘町体育施設指定管理業務仕様書

愛荘町体育施設(以下「体育施設」という。)の指定管理については、本仕様書によるものとする。

また、体育施設の管理運営に係る協定書、条例、規則および関係法令のほか募集要項および申請書(事業計画、管理運営に関する収支予算書)にしたがって、業務を実施するものとする。またこの仕様書に定めない事項があった場合、またはこの仕様書を変更する必要が生じた場合は、指定管理者と協議の上、町が定めるものとする。

### 1. 関係法令等の遵守について

次の関係法令および条例、規則の規定等を遵守すること。

- (1) 地方自治法および地方自治法施行令
- (2) 愛荘町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
- (3) 愛荘町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則
- (4) 愛荘町体育施設条例(以下「条例」という。)
- (5) 愛荘町体育施設の管理運営に関する規則(以下「規則」という。)
- (6) 愛荘町個人情報保護条例
- (7) 愛荘町個人情報保護条例施行規則
- (8) 愛荘町情報公開条例
- (9) 愛荘町情報公開条例施行規則
- (10) その他管理運営に適用される法令等

### 2. 指定管理者に管理を行わせる施設について

#### (1) 体育施設の名称、所在地および施設等

| 名称              | 所在地            | 施設等                                         |
|-----------------|----------------|---------------------------------------------|
| 愛荘町スポーツセンター     | 愛荘町軽野甲 100 番地  | (1) 秦荘グラウンド<br>(2) 秦荘体育館<br>(3) 秦荘武道館       |
| 愛荘町ふれ愛スポーツ公園    | 愛荘町長野 1973 番地  | (1) 野球場<br>(2) 多目的グラウンド                     |
| 愛荘町愛知川体育館       | 愛荘町愛知川 13 番地 7 |                                             |
| 愛荘町愛知川武道館       | 愛荘町愛知川 13 番地 7 |                                             |
| 愛荘町豊国運動公園       | 愛荘町東円堂 1484 番地 |                                             |
| 愛荘町宇曾川グラウンドゴルフ場 | 愛荘町沖地先         |                                             |
| 愛荘町中央スポーツ公園     | 愛荘町川久保 145 番地  | (1)天然芝グラウンド<br>(2)人工芝グラウンドA<br>(3)人工芝グラウンドB |

※愛荘町中央スポーツ公園グラウンドゴルフ場および多目的広場の施設管理については指定管理の対象外とするが、申込み受付業務のみ本業務に含める。

## (2) 利用時間および休館日

| 施設名等                                               | 利用時間                                                        | 休業日                                                                                     |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 愛荘町スポーツセンター<br>愛荘町愛知川体育館<br>愛荘町愛知川武道館<br>愛荘町豊国運動公園 | 午前8時30分から午後10時まで                                            | (1) 毎週月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日のときは、その翌日<br><br>(2) 12月29日から翌年1月3日まで |
| 愛荘町ふれ愛スポーツ公園                                       | 午前8時30分から午後9時30分まで                                          |                                                                                         |
| 愛荘町宇曽川グラウンドゴルフ場                                    | 午前8時30分から午後5時まで                                             |                                                                                         |
| 愛荘町中央スポーツ公園                                        | 午前8時30分から午後9時まで<br>ただし、天然芝グラウンドおよび人工芝グラウンドBは午前8時30分から午後6時まで |                                                                                         |

## (3) 利用料

| 施設名              |            | 使用料         | 附帯設備使用料                                               |
|------------------|------------|-------------|-------------------------------------------------------|
| (1) 愛荘町スポーツセンター  |            |             |                                                       |
| グラウンド(1コート)      |            | 1時間<br>410円 | 照明30分<br>南コート 全照明 1,020円<br>半照明 510円<br>北コート 全照明 510円 |
| 体育館              | アリーナ(1コート) | 1時間<br>300円 | 照明1時間 200円                                            |
|                  | 2階会議室      | 1時間<br>100円 | —                                                     |
| 武道館(1室)          |            | 1時間<br>300円 | 照明1時間 200円                                            |
| (2) 愛荘町ふれ愛スポーツ公園 |            |             |                                                       |
| 野球場              |            | 1時間<br>410円 | 照明30分<br>全照明 2,260円<br>半照明 1,130円<br>スコアボード1時間 510円   |
| 多目的グラウンド         |            | 1時間<br>200円 | 照明1時間 300円                                            |
| (3) 愛荘町愛知川体育館    |            |             |                                                       |
| 体育館(半面)          |            | 1時間<br>300円 | 照明1時間 200円                                            |
| (4) 愛荘町愛知川武道館    |            |             |                                                       |
| 武道館(半面)          |            | 1時間<br>300円 | 照明1時間 200円                                            |
| 1階多目的室           |            | 1時間<br>100円 | —                                                     |

|                          |          |                |            |              |
|--------------------------|----------|----------------|------------|--------------|
| (5) 愛荘町豊国運動公園            |          |                |            |              |
| グラウンド                    | 1時間      | 300円           | 照明1時間      | 200円         |
| (6) 愛荘町宇曽川グラウンドゴルフ場      |          |                |            |              |
| グラウンドゴルフ場(1人)            | 半日<br>年間 | 200円<br>7,000円 | —          |              |
| (7) 愛荘町中央スポーツ公園          |          |                |            |              |
| (ア)天然芝グラウンド              |          |                |            |              |
| アーチェリー利用                 | 平日       | 高校生以下          | 1時間 300円   | 照明1時間 1,380円 |
|                          | 団体利用     | 一般             | 1時間 610円   |              |
|                          | 土・日・祝日   | 高校生以下          | 1時間 510円   |              |
|                          | 団体利用     | 一般             | 1時間 920円   |              |
|                          | 平日       | 高校生以下          | 1時間1人 200円 |              |
|                          | 個人利用     | 一般             | 1時間1人 300円 |              |
|                          | 土・日・祝日   | 高校生以下          | 1時間1人 300円 |              |
|                          | 個人利用     | 一般             | 1時間1人 510円 |              |
| 少年サッカー等                  | 平日       |                | 1時間 2,050円 |              |
|                          | 土・日・祝日   |                | 1時間 3,080円 |              |
| (イ)人工芝グラウンドAおよび人工芝グラウンドB |          |                |            |              |
| テニスコート<br>(1コート)         | 平日       |                | 1時間 300円   | 照明1時間 300円   |
|                          | 土・日・祝日   |                | 1時間 510円   |              |
| フットサルコート<br>(1コート)       | 平日       |                | 1時間 920円   | 照明1時間 920円   |
|                          | 土・日・祝日   |                | 1時間 1,540円 |              |
| クラブハウス<br>会議室            | 平日       |                | 1時間 300円   | —            |
|                          | 土・日・祝日   |                | 1時間 510円   |              |

備考 1 愛荘町民および町内事業所に勤務する者以外の者が利用する場合は、上記金額の2倍の額とする。

2 グラウンドゴルフ場年間共通券は、利用許可書に記載された期間とし、愛荘町宇曽川グラウンドゴルフ場および愛荘町中央スポーツ公園グラウンドゴルフ場が利用できる。

3 現在、中央スポーツ公園 天然芝グラウンドにおいて、芝の状態によりサッカー(スパイクを使用する競技)の利用制限をしている。芝の状態に配慮し、町と協議の上、回数制限を行うこと。

(4) 建築物等の概要

|                                                             |                         |                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ● 愛荘町スポーツセンター                                               |                         |                                                                                                                                                                                                                  |
| (1)                                                         | 秦荘グラウンド                 | 延べ面積:15,688 m <sup>2</sup> (当初建築年度: 1991 年度)                                                                                                                                                                     |
| (2)                                                         | 秦荘体育館                   | 延べ面積:1,682.28 m <sup>2</sup> (当初建築年度:1978 年度)<br>構造:鉄筋コンクリート造 平屋建 一部 2 階建<br>規模:1階 1,397.64 m <sup>2</sup><br>屋内体育室、事務室、会議室、更衣室(男・女)、ステージ器具庫<br>トイレ(男・女・多目的)、物入れ<br>2 階 284.64 m <sup>2</sup><br>会議室、ギャラリー(両サイド) |
| (3)                                                         | 秦荘武道館                   | 延べ面積:842.31 m <sup>2</sup> (当初建築年度: 1980 年度)<br>構造:鉄筋コンクリート造 2 階建 一部中 2 階<br>規模:1 階<br>剣道場、師範室、ロビー、物入れ<br>中 2 階<br>更衣室(剣道 1、柔道 1)<br>2 階<br>柔道場、ベランダ、非常階段                                                        |
| (4)                                                         | その他施設                   |                                                                                                                                                                                                                  |
| 規模:                                                         | 東側駐車場 (外灯 4 基、照明設備 3 基) | 3,610 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                             |
|                                                             | ※宇曾川右岸防災資機材地域備蓄施設は除く    |                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                             | 南側駐車場(水銀灯 3 基)          | 2,184 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                             |
|                                                             | 南側駐車場倉庫(鉄骨造平屋建)         | 50 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                |
|                                                             | 南側駐車場南東倉庫               | 57.56 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                             |
|                                                             | 南側駐車場更衣室                | 25.92 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                             |
|                                                             | グラウンド内東側倉庫(平屋建)         | 36 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                |
|                                                             | 体育館東側トイレ                | 39.20 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                             |
|                                                             | グラウンド内トイレ               | 25.92 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                             |
| ● 愛荘町ふれ愛スポーツ公園 敷地面積:33,610 m <sup>2</sup> (当初建築年度: 1995 年度) |                         |                                                                                                                                                                                                                  |
| (1)                                                         | 野球場                     | 延べ面積:13,459 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                       |
| 規模:                                                         | ナイター設備                  | 構造:40 灯×4 基                                                                                                                                                                                                      |
|                                                             | バックスクリーン                |                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                             | スコアボード                  |                                                                                                                                                                                                                  |

その他

- (2) 多目的グラウンド 延べ面積:3,571 m<sup>2</sup>  
 規模: 多目的グラウンドナイター照明設備 構造:6 灯×2 基  
 // 構造:4 灯×2 基
- (3) 本部棟 延べ面積:124.71 m<sup>2</sup>  
 構造: 鉄骨造平屋建  
 規模: 本部役員室  
 放送室  
 保健室  
 更衣室(男・女)  
 シャワー室  
 トイレ(男・女)  
 倉庫
- (4) 管理棟 延べ面積:183.83 m<sup>2</sup>  
 構造: 鉄骨造平屋建  
 規模: 事務室  
 倉庫  
 トイレ
- (5) 遊具広場 延べ面積:300.00 m<sup>2</sup>  
 規模: すべり台  
 ブランコ  
 鉄棒  
 ベンチ等
- (6) その他施設  
 規模: 野球場西側駐車場 19 台  
 // (身体障がい者用) 4 台  
 貯水池兼駐車場 92 台  
 水銀灯(管理棟周辺) 4 基  
 水銀灯(グラウンド周辺) 7 基  
 外灯(進入路) 3 基

● 愛荘町愛知川体育館 延べ面積:1,183 m<sup>2</sup>(当初建築年度: 1988 年度)

構造: 鉄筋コンクリート・鉄骨造平屋建

規模: アリーナ(剣道場・柔道場)

※アリーナ内出入口側の端部において一部雨漏れが発生しているため、安全対策として当該箇所にパーテーションを設置している。

事務室

更衣室(男・女)

トイレ(男・女)

● 愛荘町愛知川武道館 延べ面積:1,313 m<sup>2</sup>(当初建築年度: 1968 年度)

構造:鉄筋コンクリート・鉄骨造平屋建 一部 2 階建

規模: アリーナ

ステージ(ステージ上、部室(2 部屋)に改築)

更衣室(男・女)

器具庫①(器具庫①内、トイレに改築(男・多目的))

器具庫②

会議室

● 愛荘町豊国運動公園 延べ面積:6,043 m<sup>2</sup>(当初建築年度: 2006 年度)

規模: ナイター施設

構造:4 灯×2 基

遊具 ブランコ

鉄棒

ジャングルジム

トイレ(男・多目的(男)・多目的(女)) 25.56 m<sup>2</sup>

駐車場 10 台

● 愛荘町宇曾川グラウンドゴルフ場 延べ面積:6,673 m<sup>2</sup>(当初建築年度: 2001 年度)

規模: 全芝生 24 ホール

トイレ 18.00 m<sup>2</sup>

駐車場 15 台

● 愛荘町中央スポーツ公園 敷地面積:32,000 m<sup>2</sup>(当初建築年度: 2014 年度)

(1) 天然芝グラウンド 延べ面積:6,511 m<sup>2</sup>

規模: アーチェリー場兼サッカー場

ナイター設備 構造:4 灯×6 基

アーチェリーの屋 120.00 m<sup>2</sup>

(2) 人工芝グラウンド A 延べ面積:2,000 m<sup>2</sup>

規模: テニスコート3面兼フットサル1面

ナイター設備 構造:4 灯×4 基

(3) 人工芝グラウンド B 延べ面積:1,990 m<sup>2</sup>

|     |        |                            |
|-----|--------|----------------------------|
|     | 規模:    | テニスコート 3 面兼フットサル 1 面       |
| (4) | クラブハウス | 延べ面積:111,58 m <sup>2</sup> |
|     | 規模:    | 会議室                        |
|     |        | 倉庫                         |
|     |        | 更衣室(男・女)                   |
|     |        | トイレ(男・女・多目的)               |
| (5) | 駐車場    | 延べ面積:7,830 m <sup>2</sup>  |
|     | 規模:    | 駐車場① 154 台(バス用駐車場 4 台含む)   |
|     |        | 駐車場②(調整池部分) 65 台           |

(5) 個人情報を含む情報の取扱

管理を通じて取得した個人に関する情報の保護を徹底すること。

(6) 使用制限の要件

体育施設の利用が次のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- ア 公の秩序または善良の風俗を乱す恐れがあると認められるとき
- イ 体育施設または設備をき損するおそれがあると認められるとき
- ウ 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- エ その他体育施設の管理運営に支障があると認められるとき

(7) 管理に関し当町が負担する金額の上限について

管理に関し当町が負担する金額の上限について、次のとおりとする。

町からの指定管理委託料の上限額(令和9年度～13年度合計額)

**205, 000, 000円(消費税および地方消費税を含む)**

(8) 業務の再委託の制限(第三者への委託)

指定管理者は、指定管理業務の全部、または業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせではない。なお、指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとする場合は、あらかじめ、町の承認を得なければならない。

3. 指定管理者が行う業務等の内容

(1) 条例第 3 条各号に掲げる業務

- ① スポーツの振興とレクリエーションの普及を図り、各種行事および文化的行事を実施すること。
- ② 各施設および設備器具を提供すること。
- ③ その他教育委員会、町および町の関連機関が必要と認める業務に協力すること。

体育行事として、各年度で以下に定めるもののほか、町民等の親善に繋がる事業を5事業以上実施すること。

| 事業名                        | 場所            |
|----------------------------|---------------|
| スポーツフェスティバル                | 中央スポーツ公園      |
| ふれ愛ウォーク愛荘                  | 愛荘町スポーツセンター周辺 |
| アーチェリー教室・大会(5月から11月 毎週土曜日) | 中央スポーツ公園      |

＊上記事業については、町民へのスポーツ振興に有益なものと判断される場合には町と協議の上、変更することができる。なお、開催場所についても、変更できるものとする。

## (2) 体育施設の運営に関する業務

### ア 体育施設の利用に関すること

(ア)～(ウ)に関する業務を次の事項により行うこと。

#### (ア) 体育施設の使用受付許可等関係業務

- ・ 条例第3条に規定する施設の利用に関する受付・調整をすること。
- ・ 受付は、開館時間中は常時受け付けること。
- ・ 使用料減額免除の受付をすること。
- ・ 使用についての許可および使用許可書の交付をすること。
- ・ 申請書および許可書の許可権限者は、法人等の名称および代表者氏名を使用すること。

#### (イ) 体育施設の利用状況の作成および報告業務

#### (ウ) 使用料の収受業務

※中央スポーツ公園グラウンドゴルフ場の使用許可関係業務、利用状況報告業務、使用料収受業務を含む。

※令和9年1月ごろ導入予定の施設予約システムを必ず利用すること。なお本システムの使用にあたり、施設利用者に対し、必要な操作方法の案内その他必要な支援を行うものとする。

### イ 体育施設の日常運営に関すること

体育施設の有効かつ円滑な利用などにかかる(ア)、(イ)の業務を次により行うこと。

#### (ア) 体育施設、各施設の開閉に関すること

- ・ 開館時間、閉館時間および使用時間に合わせて開閉を行うこと。また、必要に応じて利用者へ鍵の貸出を行うこと。

#### (イ) 体育施設の施設案内に関すること

- ・ 体育施設利用者に対する施設案内を行うこと。

## (3) 体育施設の管理に関する業務

体育施設の適切な運営のため、ア～オの業務を行うこと。

### ア 体育施設の施設・設備通常管理業務

#### (ア) 通常清掃業務

- ・ 体育施設を適宜見まわり、良好な環境衛生、美観の維持のため通常清掃を行うこと。

#### (イ) 施設・設備等の点検・保全業務

- ・ 施設内外の設備等に関して、その状況を把握するとともに、故障や事故等が発見された場合は、直ちに対応措置をとること。
- ・ 体育施設内の設備等や施設の日常点検を実施し、異常発生時および修繕を要するときは、



速やかに修繕するものとする。なお大規模な修繕を必要とするときには、教育委員会に連絡するものとする。

- ・ 自然災害(台風・地震など)の発生時は緊急の施設点検を実施すること、および愛荘町へ協力すること

## イ 体育施設等の維持管理業務

### (ア) 定期清掃業務

- ・ 適切な方法により定期的に通常清掃よりも大規模な清掃を行うこと。

| 作業箇所      | 作業内容                  | 作業回数 |
|-----------|-----------------------|------|
| 空調設備清掃    | エアフィルターの清掃            | 随 時  |
| 衛生設備清掃    | グリストラップの清掃            | 随 時  |
| 衛生害虫防除    | ゴキブリ・蚊・蝇・ダニ等の薬剤等による駆除 | 随 時  |
| 窓等のガラス面清掃 | スポーツセンターの窓ガラス拭き       | 随 時  |
| 床面清掃      | スポーツセンターの床面清掃、ワックス処理  | 随 時  |

### (イ) 警備業務

- ・ 夜間時間および休館日における防犯警備および防火警備
- ・ 火～日曜日 午後5時15分～午前8時30分(ただし、使用時間は除く、年末年始を含む)

### (ウ) 定期設備点検業務

消防法、同法施行令および同法施行規則の規定に基づき適正に点検業務を行うこと。

| 作業箇所   | 作業内容                   | 作業回数 |
|--------|------------------------|------|
| 消防設備点検 | 総合点検 1回／年<br>機器点検 1回／年 | 2回／年 |

### (エ) 樹木等の管理業務

### (オ) その他維持管理に必要な業務

## ウ 防災防火業務

施設利用者の生命および財産の安全を確保するために、防火管理者(甲種防火管理講習過程修了者)を定めて非常事態に備えた消火、通報、避難誘導等緊急時の対応ができる体制を整えておくこと。防火管理者の資格にあっては、指定管理開始までに取得をすること。また年 1 回以上防火、防災訓練を実施すること。

## エ 施設設備維持補修業務等

施設の利用に支障をきたさないように施設の修繕、備品の購入業務を行うこと。

### (ア) 指定管理者が行う修繕・備品の購入

以下の各項目に基づき、指定管理者が指定管理委託料の範囲内で必要な修繕・備品の購入を行うこととする。

- ・ 見積金額一件あたりが 30 万円未満のものについては、指定管理者の責任で実施する。
- ・ 見積金額一件あたりが 30 万円以上のものについては、町と協議する。
- ・ 修繕した施設および設備は全て町に属する。

### (イ) その他

災害等による緊急な大規模修繕については、町と協議して決定することとする。この場合、原則として町の負担とする。また、管理する施設内の禁煙対策並びに受動喫煙対策を周知・徹底

すること。

※中央スポーツ公園グラウンドゴルフ場の施設管理に関する業務を含まない。

(4) 利用者へのサービスの提供および町内スポーツ振興

ア 広報業務

指定管理者は施設の PR および情報提供のため、ホームページの作成・更新、施設案内パンフレットの作成、SNS を活用した情報発信、その他必要な媒体を活用して、積極的な広報活動に努めること。

イ イベント等誘致業務

施設の利用者の増加、収入の増加を図るため、指定管理者のネットワークやノウハウを活かすほか、町内企業、団体等と連携し、イベント等の誘致活動に努めること。また、町民の健康意識を高めるため、ニュースポーツをはじめとする様々な運動イベントを企画実施し、多様な人々の交流を創出すること。

ウ その他

体育施設の利用者へ直接、間接的なサービスの提供に努め、快適に利用できるよう良好な環境を保つこと。なお、苦情等が発生した場合には、誠意を持って対応に努めること。また、利用者や町民の声を事業内容に取り込み、反映させること。

(5) 報告業務

次に掲げる事項は、教育委員会に報告するものとする。

ア 月例報告

- ・ 毎月、前月分の業務報告書(利用状況、収入実績、収支状況、その他必要な事項)を翌月の定例会議にて提出する。

イ 臨時報告

- ・ 事故およびトラブル等が発生した場合は、即刻に対応するとともに、電話等で教育委員会に一報を行い、詳細を速やかに書面で報告する。

ウ 年次報告

- ・ 一事業年度終了後、30 日以内に年間事業報告書を提出する。

エ その他

- ・ 教育委員会より施設の管理運営に必要な文書および各種統計資料の作成・提出を求められた場合は、作成し提出すること。

(6) モニタリングの実施と業務報告書等

指定管理者が行うサービスの履行に関し、適切かつ確実に提供が確保されているかを毎年度町が確認するため「愛荘町指定管理者制度導入施設のモニタリング制度に関する基本方針」によりモニタリングを実施する。指定管理者は、町が指定する資料の作成等を行うとともに、ヒアリングの実施について協力すること。また、指定管理者は、その管理する公の施設に関する事項を記載した上記(5)ウ 事業報告書をまとめ一事業年度終了後、30 日以内に提出すること。ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の

事業報告書を提出すること。

#### 4. 施設受付窓口について

秦荘地域体育施設の受付窓口を愛荘町スポーツセンター、愛知川地域体育施設の受付窓口を愛知川公民館内に設置すること。なお、愛知川地域体育施設の受付窓口については愛知川公民館が休館日の場合、愛知川体育館事務所にその都度受付機能を移し、受付等を行うこと。

なお、愛知川公民館については指定管理期間内に閉館を予定していることから、閉館後の受付窓口の配置、構成その他移転等に必要な事項については、町と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

#### 5. 監督等

- (1) 町は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務内容または経理の状況に関して報告を求め、実地調査し、または必要な指示をすることができる。
- (2) 町は、指定管理者が町の指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、施設の適正な管理に著しい支障が生ずる恐れがある場合は、指定の取消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることができる。

#### 6. 人権研修の実施

指定管理者は、体育施設の管理業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うこと。

#### 7. 環境への配慮

管理運営にあつては、省エネルギーの推進、省資源・リサイクルの推進、グリーン購入の推進、フロン類使用の削減等の環境に配慮した取り組みを実施するとともに、持続可能な開発目標(SDGs)を意識した取組に努めること。

#### 8. 施設予約システムの運用

- (1) 指定管理者は、町が導入する施設予約システム(以下「予約システム」という。)を活用し、施設の利用受付、予約管理、利用承認、利用実績の管理など町が指定する業務を行うものとする。
- (2) 指定管理者は、予約システムを適正に運用するとともに、予約情報、利用状況その他町が必要とする情報について、正確かつ遅滞なく登録及び更新を行うものとする。
- (3) 予約システムの運用に当たり、町が運用方法の変更、機能追加その他必要な指示を行った場合は、指定管理者はこれに協力するものとする。
- (4) 指定管理者は、予約システムの利用促進に努めるとともに、利用者に対し、必要な操作方法の案内その他必要な支援を行うものとする。

#### 9. 秘密の保持

指定管理者と指定管理業務に従事するものは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に使用してはならない。なお、その職務を退いた後も同様とする。

## 10. その他

- (1) 指定管理者が実施する修繕等の発注、物品または役務の調達に当たっては、町と協議を行い、適正な履行の確保を図ることとする。
- (2) 障がい者の雇用を促進するため、指定管理者においても障がい者雇用に努めること。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第5条および第8条の規定に基づき、不当な差別の取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を行うこと。
- (3) 廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、適切な廃棄物処理に努めることとし、特に一般廃棄物と産業廃棄物について法の基準に従った処理を行うこと。なお、一般廃棄物については町環境対策所管課に、産業廃棄物については県環境事務所に確認のうえ、適切な処理をすること。
- (4) 指定管理者は、国税(法人税、消費税等)、県税(法人県民税、法人事業税等)、町税(法人町民税、事業所税等)の納税義務者となる場合がある。そのため、税務署(国税)、県税事務所(県税)、税務課(町税)に確認すること。また、印紙税に関する取扱いは、指定管理者と締結した協定書の内容が「請負」に当たるか「委任」に当たるかの判断によって異なり、収入印紙の貼付の必要性の有無については、所轄の税務署に確認すること。
- (5) 町は、指定管理者が管理の業務等についての町からの指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消、業務の全部または一部停止を命ずることができる。
- (6) 指定期間の終了、指定取り消し等による指定管理者の指定が終了となる場合は、次期指定管理者の円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、事務の引継ぎを行うとともに必要なデータを遅滞なく提供しなければならない。また、町が認めるものを除き、指定が終了となる者の費用負担で、原状回復措置を行わなければならない。
- (7) 施設管理に関し、新たに職員を雇用する場合等は、施設の円滑な業務移行を進めるためにも、旧指定管理者が雇用していた職員等、当該施設での勤務経験等ある職員を再雇用するなどの配慮をすること。
- (8) 管理運営業務は、仕様書のほか、募集要項および関係法令等に従って実施し、疑義が生じた場合は教育委員会と協議の上、改善策を講ずるものとする。

## 11. 留意事項(監査、施設の安全確保、情報セキュリティ、大規模自然災害発生時の対応など)

- (1) 監査について  
町または町監査委員により、指定管理者が行う管理運営業務にかかる事務について監査を行うことができる。また、地方自治法に定める個別外部監査の求めがあった場合は、地方公共団体の事務を監査するために必要な範囲で、指定管理者は町の指示に従い、調査の対象となる帳簿書類その他の記録を提出しなければならない。
- (2) 施設の安全確保について  
消防法第8 条第1 項の規定に基づき、多数の者が出入りし、勤務等する防火対象物の管理について防火管理者を定め、防火設備の維持・管理など防火管理上必要な措置を講ずること。
- (3) 災害時の施設利用について  
災害発生時の体制の確保、訓練の実施、マニュアルの作成を行うこと。なお、災害時は町と連携し、対応すること。

- (4) 愛荘町情報セキュリティ基本方針および愛荘町情報セキュリティ対策基準を遵守すること。
- (5) 愛荘町は大規模自然災害発生時において地域防災計画に基づき避難所対応等を要請するので、指定管理者は誠実に協力するものとする。
- (6) 安定した施設管理および町民サービスの提供に資する観点から、現在の指定管理者に雇用され、施設の管理に従事する職員のうち、次期指定管理者となる団体に継続して雇用されていることを希望する者について、引き続き雇用するよう配慮を求める。

(別表1)

## 管理業務等一覧表

### 【愛荘町豊国運動公園】

| 事業名         | 業務内容          | 業務回数 |
|-------------|---------------|------|
| 遊具点検業務(手数料) | 遊具の老朽化による安全点検 | 1回／年 |
| 樹木剪定業務(委託料) | 消毒・樹木剪定       | 適 宜  |

※消毒・樹木剪定については、樹木の状況により適宜行うこと。

### 【愛荘町愛知川体育館・愛荘町愛知川武道館】

| 事業名           | 業務内容                                                                                                                                                                                                                    | 業務回数                                                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 清掃業務委託(委託料)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知川体育館アリーナ以外施設清掃</li> <li>・愛知川体育館トイレ清掃(男子・女子障がい者用)3ヶ所</li> <li>・愛知川武道館アリーナ以外施設清掃</li> <li>・愛知川武道館トイレ清掃(男子・女子兼用)1ヶ所</li> </ul>                                                   | 2回／月                                                                                                               |
| 夜間管理業務(委託料)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐在する施設の事務所の施錠</li> <li>・利用時間における鍵の受け渡しと照明時間分のコイン渡し等</li> <li>・施設の利用中および利用終了後の施設の見回りや火の元などの安全確認</li> <li>・夜間照明機器および事務所内の操作盤の稼働状況確認</li> <li>・利用中における緊急時の適切な処置と利用者への対応</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間利用がある日時の勤務(勤務時間の終了は午後10時)</li> <li>※愛知川武道館は休館日についても夜間利用対応すること</li> </ul> |
| 消防設備点検業務(委託料) | 機能点検                                                                                                                                                                                                                    | 1回／年                                                                                                               |
|               | 総合点検                                                                                                                                                                                                                    | 1回／年                                                                                                               |

### 【愛荘町ふれ愛スポーツ公園】

| 事業名               | 業務内容                                                                                                                                                                                              | 業務回数 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| スコアボード保守点検業務(委託料) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外観点検【各 부품の損傷亀裂、配線・ハンダ箇所の確認、内部清掃】</li> <li>・各接続端子の増す締め、各部電圧測定</li> <li>・機能点検【反転素子の動作テスト、操作機器スイッチの動作確認等】</li> <li>・総合動作点検</li> <li>・その他機能維持に係る点検</li> </ul> | 1回／年 |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 夜間管理業務(委託料)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設および野球場の出入口の開場、施錠</li> <li>・公園進入路のバリケード等の撤去および設置</li> <li>・利用時間における鍵の渡し受けと照明時間分のコイン渡し等(半照明利用の場合は、手動操作)</li> <li>・施設の利用中および利用終了後の施設の見回りや火の元など安全確認</li> <li>・夜間照明機器および事務所内の操作盤の稼働状況確認</li> <li>・利用中における緊急時の適切な処置と利用者への対応</li> </ul> | 夜間照明を必要とするスポーツ等の利用申し込みがあった日時の勤務【勤務時間の終了は午後10時】 |
| 自家用電気工作物保安管理業務(委託料) | 自家用電気工作物について電気事業法施行規則第52条2項の規定によるその工事、維持および運用に関する保安管理業務                                                                                                                                                                                                                    | 年次点検<br>1回／年<br><br>月次点検<br>1回／月               |
| 遊具点検業務(手数料)         | 遊具の老朽化による安全点検                                                                                                                                                                                                                                                              | 1回／年                                           |
| 樹木剪定業務(委託料)         | 消毒・樹木剪定                                                                                                                                                                                                                                                                    | 適 宜                                            |

※消毒・樹木剪定については、樹木の状況により適宜行うこと。

【愛荘町宇曾川グラウンドゴルフ場】

| 事業名         | 業務内容    | 業務回数 |
|-------------|---------|------|
| 芝生管理業務(委託料) | 芝刈工     | 6回／年 |
|             | 除草剤散布工  | 3回／年 |
|             | 芝生施肥工   | 2回／年 |
|             | 目砂工     | 1回／年 |
|             | エアレーション | 1回／年 |

【愛荘町スポーツセンター】

| 事業名           | 業務内容                                                                                                                | 業務回数 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 消防設備点検業務(委託料) | 機能点検                                                                                                                | 1回／年 |
|               | 総合点検                                                                                                                | 1回／年 |
| 清掃業務委託(委託料)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツセンター内施設清掃(事務所・アリーナ以外)</li> <li>・スポーツセンター内便所清掃(男子・女子障がい者用)3ヶ所</li> </ul> | 2回／月 |

|                     |                                                                                                                                                                                                                         |                                  |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
|                     | ・スポーツセンター外トイレ清掃(男子・女子兼用)3ヶ所                                                                                                                                                                                             | 2回／月                             |
| 自家用電気工作物保守管理業務(委託料) | 自家用電気工作物について電気事業法施行規則第52条2項の規定によるその工事、維持および運用に関する保安管理業務                                                                                                                                                                 | 年次点検<br>1回／年<br><br>月次点検<br>1回／月 |
| 夜間管理業務(委託料)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐在する施設の事務所の施錠</li> <li>・利用時間における鍵の受け渡しと照明時間分のコイン渡し等</li> <li>・施設の利用中および利用終了後の施設の見回りや火の元などの安全確認</li> <li>・夜間照明機器および事務所内の操作盤の稼働状況確認</li> <li>・利用中における緊急時の適切な処置と利用者への対応</li> </ul> | 夜間利用がある日時の勤務(勤務時間の終了は午後10時)      |

【愛荘町中央スポーツ公園】

| 事業名               | 業務内容                  | 業務回数 |
|-------------------|-----------------------|------|
| 清掃業務委託(委託料)       | トイレ清掃(男子・女子・障がい者用)3ヶ所 | 1回／週 |
| 天然芝グラウンド管理業務(委託料) | 芝刈工                   | 6回／年 |
|                   | 除草剤散布工                | 4回／年 |
|                   | 芝生施肥工                 | 2回／年 |
|                   | 目砂工                   | 1回／年 |
|                   | エアレーション               | 1回／年 |
|                   | 灌水作業                  | 随時   |
| 人工芝管理業務(委託料)      | 刷り込み作業                | 4回／年 |
|                   | 人工芝管理(砂補充・コケ取り・側溝清掃)  | 適宜   |